

第

4632
号

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 12月 14日 金曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

生命保険契約の特約の更新

Q：昨年契約した傷害特約付の生命保険契約を今年になって、特約部分の更新をしました。更新後の保険料は生命保険料控除の対象となりますでしょうか？

A：主契約部分のみが対象になります。

【解説】

平成24年1月1日以後に締結した生命保険契約等（新契約）に係る保険料は、主契約又は特約の内容に応じてそれぞれ新生命保険料、介護医療保険料又は新個人年金保険料に対する生命保険料控除が適用されます。

また、平成24年1月1日以後、平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約等（旧契約）に附帯して新契約を締結した場合、その旧契約は新契約とみなすこととされており、新契約とみなされる契約変更等には、主契約や特約の更新も含まれることとされています。

おたずねの保険契約は、更新前は、傷害特約部分の保険料も含めた全体が旧生命保険料として生命保険料控除の対象となりますが、更新後は新契約とみなされますので、主契約と特約はその内容に応じて各生命保険料に区分することとなります。

おたずねの傷害特約は、身体の傷害のみに基因して保険金が支払われるものですので、新生命保険契約等又は介護医療保険契約等のいずれにも該当せず、生命保険料控除の対象にはならないこととなります。

